

附 帯 決 議

(三十三衆議院科学技術振興特別委員会)

政府は、日本原子力研究所の運営に当つては、特に左記の点につき、遺憾なきを期すべきである。

一 原子力基本法の本義に徹し、原子力委員会の意向を尊重して、その民主的運営に万全を期すること。

一 研究所に対する政府の出資は、民間出資との均衡にこだわることをな
く、その運営に支障なからしめ、所期の目的を貫徹せしめること。

c111-017-002